

令和5年12月6日

青森県教育委員会第899回定例会

期 日 令和5年12月6日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

○報告第1号 議案に対する意見について …………… 1

3 議 案

○議案第1号 市町村立学校職員の人事について …… (非公開の会議)

4 その他

○職員の懲戒処分の状況について …………… 2

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 5 年度青森県一般会計補正予算（第 3 号）案（教育委員会所管分）
- 2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 4 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 公の施設の指定管理者の指定の件（青森県武道館）
- 6 青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の策定の件

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和5年12月（11月1日～11月30日分）

青森県教育委員会

事案1 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭（51歳 男性）

②事件の概要等 わいせつ行為

令和5年8月20日（日）、八戸市内のホテルにおいて、女性に対し同意することが困難な状態にあることに乗じてわいせつな行為を行ったもの。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和5年11月28日

事案2 ①被処分者 三八地域八戸市の小学校 校長（57歳 男性）

②事件の概要等 交通法規違反

（最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過）

- ・ 令和5年9月12日（火）午前6時33分頃
- ・ 八戸市内の国道
- ・ 最高速度60km/hのところ、96km/hで走行

③処分内容 減給1月

④処分年月日 令和5年11月29日

⑤その他 管理職であることから、量定を加重

参 考 資 料

第 8 9 9 回定例会（令和 5 年 1 2 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について

P 1 ~ P 5

令和5年度11月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

補正予算額	△128,061千円
現計予算額	119,116,172千円
補正後の予算額	118,988,111千円

◎ 要求の主なもの

※ 人件費以外分
要求なし

※ 人件費分

教育行政費	23,335千円
教職員人事費	3千円
教育指導費	766千円
小学校費	△115,249千円
中学校費	△105,521千円
高等学校総務費	125,304千円
高等学校管理費	313千円
特別支援学校費	△56,840千円
社会教育振興費	△6,095千円
文化財保護費	△648千円
三内丸山遺跡センター費	2,036千円
保健給食振興費	4,535千円
○事務局等分	24,245千円
○学 校 分	△152,306千円
定期人事異動及び人事委員会勧告に伴う給与改定等による給与費の 精査	

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

知事等の期末手当について、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 5 改定前	1. 6 2 5	1. 6 2 5	3. 2 5
R 5 改定後	1. 6 2 5	1. 6 7 5 (+0.05)	3. 3 0 (+0.05)
R 6	1. 6 5 0 (+0.025)	1. 6 5 0 (△0.025)	3. 3 0

※ () 内は前年度からの増減

3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、国の特別職の期末手当の取扱いを踏まえ、県の一般職の期末・勤勉手当の支給割合に対する比率を国と同様に維持するように改定しており、今回も同様とする。

また、令和6年度以後は期別支給割合が同じになるよう引上げ分を均等割するものである。

4 施行期日

公布の日。ただし、令和6年6月期以降の支給割合に係る部分は令和6年4月1日施行。

<参考1> 国の特別職の支給割合（予定）

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 5 改定前	1. 65	1. 65	3. 30
R 5 改定後	1. 65	1. 75 (+0.10)	3. 40(+0.10)
R 6	1. 70 (+0.05)	1. 70 (△0.05)	3. 40

（国の一般職
期末・勤勉手当の引上げ
一般の職員0.10月、指定職職員0.05月）

<参考2> 本県の一般職の支給割合

年 度	支 給 月 数								
	6 月 期			1 2 月 期			年 間		
	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計
R 5 改定前	1. 200	0. 950	2. 15	1. 200	0. 950	2. 15	2. 40	1. 90	4. 30
R 5 改定後	1. 200	0. 950	2. 15	1. 250 (+0.050)	1. 000 (+0.050)	2. 25 (+0.10)	2. 45 (+0.05)	1. 95 (+0.05)	4. 40 (+0.10)
R 6	1. 225 (+0.025)	0. 975 (+0.025)	2. 20 (+0.05)	1. 225 (△0.025)	0. 975 (△0.025)	2. 20 (△0.05)	2. 45	1. 95	4. 40

※ () 内は前年度からの増減

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案概要

1 改正の趣旨

(1) 人事委員会勧告による改正

令和5年10月6日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給与に関する条例の給料月額等を改定するものである。

(2) 人事委員会報告及び地方自治法の一部改正による改正

人事委員会報告において、会計年度任用職員制度に関しては、国から示された留意事項等を踏まえ適切に対応していく必要があることとされた。令和5年5月8日、地方自治法の一部が改正され、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員が勤勉手当の支給対象となったことに合わせ、これまで地方自治法上勤勉手当の支給対象となっていたものの、総務省通知による「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」により、勤勉手当は支給しないことを基本としてきたフルタイムの会計年度任用職員についても勤勉手当が支給可能となったため、会計年度任用職員の給与について規定している関係条例の一部改正を要するものである。

① 法改正の概要

地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされた（令和6年4月1日施行）。

② 会計年度任用職員の勤勉手当に関する国の通知

令和5年6月9日付け総務省公務員部長通知

- ・ パートタイムの会計年度任用職員については、令和6年度から、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。
- ・ フルタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上、給料、旅費及び地方自治法第204条第2項に規定する手当の支給対象とされており、同項には勤勉手当も規定されているところであるが、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は検討課題とされ、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）において、勤勉手当については支給しないことを基本としてきたこと。
- ・ 法改正によりパートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに合わせ、令和6年度から、フルタイムの会計年度任用職員についても、対象となる職員に、勤勉手当を支給すべきものであること。
- ・ 勤勉手当の具体的な支給方法については、常勤の職員との権衡などを踏まえ、適切に定める必要があること。

2 条例の改正内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

区分	改正内容
①給料月額 (別表第1～第6)	初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表を引上げ。 (大卒初任給 10,700 円引上げ、高卒初任給 12,000 円引上げ)
②初任給調整手当 (第7条の3)	ア 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を415,600円とする。 イ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とする。
③期末手当 (第19条)	年間の支給割合を0.05月分引上げ。 (詳細は期末手当及び勤勉手当の改定内容)
④勤勉手当 (第19条の4)	年間の支給割合を0.05月分引上げ。 (詳細は期末手当及び勤勉手当の改定内容)
⑤会計年度任用職員 (第20条の2第1項) (第20条の3第1項)	給与の種類に勤勉手当を加える。

(2) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

区分	改正内容
会計年度任用職員 (第5条第1項) (第6条第1項)	給与の種類に勤勉手当を加える。

3 附則関係

(1) 施行期日

- ア 公布の日から施行し、給料月額及び初任給調整手当の改正については、令和5年4月1日から適用する。
- イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げについては、令和5年12月期から適用する。
- ウ 令和6年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給与の勤勉手当の追加については、令和6年4月1日施行とする。

(2) 令和5年4月1日前の異動者の号給の調整

令和5年4月1日までに職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(3) 給与の内払

改正後の給与条例等を適用する場合においては、改正前の給与条例等に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等による給与の内払とみなす。

公の施設の指定管理者の指定について

施 設 の 名 称	指定管理者となる団体	指 定 の 期 間
青森県武道館	公益財団法人弘前市スポーツ協会	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日 (5年間)